

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年6月1日～令和6年10月31日までの2年間

2. 内容

目標 1：労働者が子供の看護のための休暇を 任意の時間帯で時間単位できるよう体制を整える。

<対策>

- 令和4年6月～ 社員の子供の看護休暇の取得状況を調査する。
- 令和4年9月～ システムの構築を行い、社内報、または社内SNSなどによる社員への周知を行い、安心して利用できる環境を整える。
- 令和5年1月～運用の開始

目標 2：出産や子育てに伴い退職した社員に対する「再雇用制度」を設定し多様な働き方を提案できるよう社内の体制を整える。

<対策>

- 令和4年11月～ 育児をしながら働くためにどんな対応が必要なのか社内の状況及び離職者への聞き取りを実施。
- 令和5年4月～ 「再雇用制度」を構築し 社内報、またはSNSで周知を行い運用を開始する。